

平成19年12月14日

埼玉県

熊谷地方気象台

土砂災害警戒情報の発表開始について

平成19年12月26日(水)から、埼玉県で土砂災害警戒情報の発表を開始します。

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報を発表している中で土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、埼玉県と熊谷地方気象台が本年12月26日から共同で発表する新たな防災情報です。

この情報は、熊谷地方気象台から埼玉県危機管理防災部消防防災課を通じて市町村に伝達すると共に報道機関等を通じて、県民への周知を図ります。

〈発表対象地域〉

市町村を発表単位とし、土砂災害警戒情報で対象とする土砂災害の危険性がない市町村を除く、埼玉県48市町村を対象とします。発表対象市町村は、以下のとおり。

さいたま市、川口市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、北本市、桶川市、伊奈町、川越市、所沢市、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、飯能市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、本庄市、美里町、神川町、上里町、熊谷市、深谷市、寄居町、蓮田市、白岡町、春日部市、松伏町

〈発表内容〉

土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたものです。文章部分では土砂災害発生危険度が高まった地域(警戒対象地域)及び土砂災害のおそれが小さくなった地域(警戒解除地域)を市町村単位で記述すると共に、簡潔な内容の警戒文を記述します。図の部分では、警戒対象地域と警戒解除地域をそれぞれ市町村ごとに色分けして表示します。また、1時間30ミリ以上の強い雨の降る範囲とその移動方向と速さを表示します(別紙参照)。

《発表及び解除》

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行います。

(発表)

- ・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合
- ・より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

(解除)

- ・降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合
- ・無降雨状態が長時間続いている場合

《大雨警報の切り替え（重要変更）の発展的解消》

熊谷地方気象台は、本情報の発表開始に伴い、大雨警報の切り替え(「重要変更」)の運用を終了し、今後、土砂災害への呼びかけは、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」によることとします。

また、埼玉県河川砂防課では、土砂災害警戒情報を補足する詳細情報をホームページで提供します。埼玉県河川砂防防災情報システムのホームページアドレスは「<http://pc2.saitamakasen-unet.ocn.ne.jp/>」です。

本件に関する問い合わせ先

- ・埼玉県県土整備部河川砂防課 (電話：048-830-5141)
- ・熊谷地方気象台防災業務課 (電話：048-521-5858)

土砂災害警戒情報（共同発表）のサンプルイメージ

埼玉県土砂災害警戒情報 第〇号

平成〇年〇月〇日 〇時〇分
埼玉県 熊谷地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

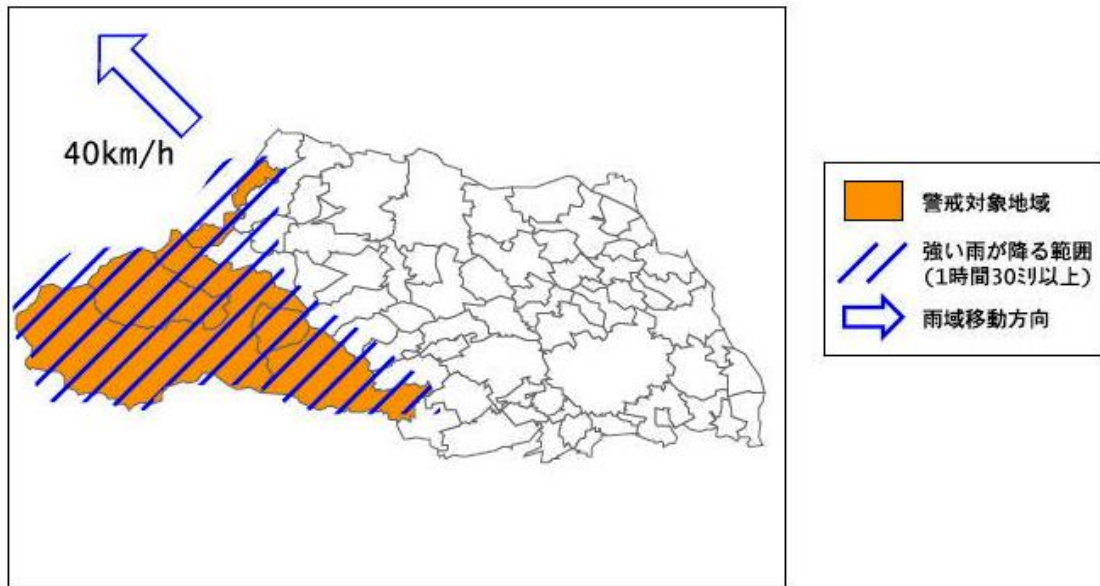
飯能市 神川町* 秩父市 横瀬町 小鹿野町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

《対象地域拡大》

降り続く大雨のため、土砂災害の危険度の非常に高い状態が続いており、今後2時間以内に、神川町、小鹿野町にも広がる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで〇〇ミリです。



問い合わせ先

048-830-5141 (埼玉県県土整備部河川砂防課)
048-521-0058 (熊谷地方気象台技術課)